

～ 制度調査部情報 ～

2007 年 12 月 27 日 全 3 頁

民主党の税制改革大綱

- 配当は 10% 税率維持 -

制度調査部
吉井 一洋

配当の 10% 税率に上限・期限無し。譲渡益は税率 20%

【要約】

- 2007 年 12 月 26 日に、民主党の 2008 年度の税制改革大綱が発表された。
- 株式の税制については、次のように改正することとされている。
 - 上場株式等の配当の 10% 税率は維持する。
 - 上場株式等の譲渡益の 10% 税率は延長しない。
 - 金融所得は、当分の間は、分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大していく。
- 既に与党及び政府の大綱は発表されており、平成 20 年の通常国会における調整が注目される。

2007 年 12 月 26 日に民主党の 2008 年度の税制改革大綱（以下「民主党大綱」）が発表された。民主党大綱では、証券税制に関して次のように述べている。

本来、所得税において実質的公平性を追求しようとするれば、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が望ましいが、「貯蓄から投資へ」の流れの中で金融所得の多発性や金融資産の流動性を考えれば、当分の間は、金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大していくことが適当である。

証券税制について、株式・公募株式投信の譲渡益課税に係わる軽減税率の延長は行わない。配当課税については、二重課税調整、安定的な個人株主育成の観点から軽減税率を維持する。

即ち、上場株式の配当や公募株式投資信託の分配金については、現行の 10% 税率を上限金額、期限無しで継続する一方、譲渡益については 10% 税率を 2008 年末で廃止するものと思われる。

配当と譲渡損の損益通算、さらには利子等の他の金融所得との損益通算も拡大していく方向性が示されている。しかし、損益通算開始の具体的なスケジュール、損益通算に上限を設けるか否かなどについては明確にはされていない。

上場株式等の譲渡益について 10% 税率を廃止することとしている点には問題があるが、配当課税については与党案よりも簡素であり、10% 税率の適用期限を設けていない。2011 年以降について言えば、むしろ与党案よりも税負担は少なくてすむ。

与党案のように、10%税率の適用に上限を設ける方法を用いていないため、複数の証券会社や金融機関に口座がある場合に、年間の受け取り配当額や譲渡益が上限を超過しているか否かを税務当局側が確認する必要は無い。そのため、源泉徴収付の特定口座に関しても、「年間取引報告書」の税務署への提出は不要であるものと思われる。

ただし、損益通算に上限を設けた場合は、損益通算額が限度額内に収まっているか否かを確認しないといけなくなるため、源泉徴収付の特定口座に関しても「年間取引報告書」を提出する必要があるでしょう。

参考までに、与党案と民主党案を比較すると下記のとおりである。

図表 2009 年以降の上場株式等の配当・譲渡益課税比較表

		与党案	民主党案
上場株式等の配当	源泉税率	2009 年、2010 年は 10%、 2011 年から 20%	10%
	課税方法		・ 申告不要 ・ 総合課税（配当控除あり） （ただし、損益通算を認める際には申告分離課税導入の可能性も）
	2009 年、2010 年	年間 100 万円以下 ・ 申告不要 ・ 申告分離（損益通算あり） ・ 総合課税（配当控除あり） 年間 100 万円超 ・ 申告分離（損益通算あり） ・ 総合課税（配当控除あり）	
	2011 年以降	・ 申告不要 ・ 申告分離（損益通算あり） ・ 総合課税（配当控除あり）	
	税率		申告不要なら 10% 総合課税なら累進税率（配当控除あり）
	2009 年、2010 年	申告不要なら 10% 申告分離課税は ・ 年間 100 万円以下の部分は 10% ・ 年間 100 万円超の部分は 20% 総合課税なら累進税率（配当控除あり）	
	2011 年以降	申告不要、申告分離課税は 20% 総合課税なら累進税率（配当控除あり）	

上場株式等 の譲渡益	課税方法	申告分離課税 ただし、源泉徴収付特定口座の 場合は申告不要の選択可能	申告分離課税 ただし、源泉徴収付特定口座の 場合は申告不要の選択可能
	税率		20%
	2009 年、2010 年	年間 500 万円以下の部分は 10% 年間 500 万円超の部分は 20%	
	2011 年以降	20%	
	特定口座の源泉 徴収税率	2009 年、2010 年は 10% 2011 年からは 20%	20%
	特定口座年間取 引報告書	税務署への提出が必要	税務署への提出不要？ (ただし、損益通算に限度額が 設けられた場合は必要)
損益通算		上場株式等の配当と譲渡損に ついては、2009 年から開始 2010 年からは特定口座でも可 能 上場株式等の配当と譲渡損に ついては損益通算の上限無し 他の金融所得との損益通算は 未定	損益通算の範囲を拡大(詳細は 未定)

民主党案について、大綱で明らかにされていない部分は現行制度を前提としている。

なお、事業承継税制に関しては、民主党の大綱も与党の大綱と同様の軽減措置を設けることとして
いる。